

令和7年生駒市教育委員会

第5回定例会 議案

令和7年5月20日

生駒市教育委員会

令和7年生駒市教育委員会(第5回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第8号	令和7年度園児・児童・生徒数について	1
報告第9号	「二十歳のつどい」開催日及び開始時刻の変更について	5
議案第17号	令和7年生駒市議会第4回(6月)定例会提出議案の意見について	7

報告第8号

令和7年度園児・児童・生徒数について

令和7年度園児・児童・生徒数について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

令和7年度 市内保育所・こども園 園児数（1号含む）

令和7年5月1日現在

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	合計 (R6.5.1)
みなみ保育園	保	6	16	24	36	40	45	167	158
ひがし保育園	保	5	16	24	36	42	45	168	174
小平尾保育園	保	2	8	12	12	13	14	61	62
中保育園	保	9	24	37	49	52	52	223	227
いこま乳児保育園	保	6	30	30				66	66
鹿ノ台佐保保育園	保	3	10	14	14	14	13	68	67
あすかの保育園	保	5	15	18	19	17	20	94	92
あいづ生駒保育園	保	10	14	14	14	14	14	80	78
学研まゆみ保育園	保	3	14	16	23	22	24	102	114
あいづ壱分保育園	保	12	22	24	24	24	23	129	128
認定こども園 いこまこども園	幼保連携	4	15	18	58	60	61	216	227
たかやまこども園	幼保連携	3	14	14	30	40	51	152	176
はな保育園	幼保連携	4	18	24	25	27	28	126	130
生駒ピュアこども園	幼保連携	6	17	20	24	23	21	111	107
うみ保育園	幼保連携	4	16	16	20	23	21	100	103
ソフィア東生駒こども園	幼保連携	4	17	18	27	30	26	122	127
いちぶちどり保育園	幼保連携	10	15	18	24	24	24	115	109
ソフィア東生駒こども園分園	幼保連携	4	10	10				24	23
もり保育園	幼保連携	5	18	23	24	26	27	123	128
にじ保育園	小規模	1	3	3				7	7
いちぶちどりキッズ	小規模	3	4	4				11	9
ソフィア谷田保育園	小規模	3	8	6				17	17
いちぶちどりキッズ たにだ	小規模	2	8	8				18	16
きたやまと保育園	小規模	1	2	3				6	7
サンライズキッズ保育園生駒園	小規模	2	5	5				12	12
サンライズキッズ保育園西松ヶ丘園	小規模	3	8	8				19	16
生駒せいかナーサリー	小規模	2	8	8				18	
わらべ学園	小規模	3	4	4				11	11
キッズ・ガーデン	事業所内	1	6	6				13	13
阪奈中央こぐま園	事業所内	3	9	8				20	21
咲いてく保育園	事業所内	3	4	4				11	
合計		132	378	441	459	491	509	2,410	2,425

令和7年度 幼稚園 学級数園児数一覧表

【公立幼稚園】		5月1日現在				
幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計	合計 (R6.5.1)	
なばた	1	1	1	3	3	
	8	12	14	34	39	
生駒台	2	1	2	5	6	
	23	27	34	84	104	
南 (南こども園)	3	2	3	8	9	
	26	10	29	65	57	
生駒 (認定こども園)	3	2	2	7	7	
	43	49	50	142	153	
俵口	1	1	1	3	3	
	9	10	17	36	47	
あすか野	1	1	1	3	3	
	5	6	14	25	42	
桜ヶ丘	1	1	1	3	3	
	5	10	19	34	51	
香分	2	1	1	4	3	
	23	16	17	56	62	
合計	14	10	12	36	37	
	142	140	194	476	555	

※南幼稚園の園児数は1号認定児のみ。クラス数は2号認定を含む

※生駒幼稚園2号認定児3歳(14)4歳(12)5歳(15)計31名を含む

上段:クラス数

下段:園児数

【私立幼稚園】 5月1日現在

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計	合計 (R6.5.1)
白百合	2	2	2	6	7
	(21)	(44)	(45)	(110)	(127)
奈良佐保	27	55	60	142	166
短期大 学附属生駒	3	2	2	7	7
	(24)	(24)	(23)	(71)	(71)
白庭台	43	43	46	132	132
	2	2	2	6	6
	(25)	(25)	(30)	(80)	(89)
	28	29	39	96	111
	7	6	6	19	20
	(70)	(93)	(98)	(261)	(287)
合計	98	127	145	370	409

* ()数は市内からの通園児で内数

令和7年5月1日現在 児童・生徒数一覧表

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
生駒	4 (8) 133	4 (8) 127	4 (4) 126	4 (5) 134	4 (1) 104	4 (9) 111	6	30 770
生駒南	2 (3) 39	1 (2) 32	2 (3) 57	2 (4) 55	2 (4) 50	2 (7) 59	6 23	17 315
生駒北	1 (1) 14	1 (1) 23	1 (3) 21	1 (1) 22	1 (2) 28	1 (2) 17	3 10	9 135
生駒台	4 (6) 116	4 (7) 108	4 (8) 126	4 (7) 128	4 (8) 107	4 (2) 124	7 38	31 747
生駒東	2 (8) 62	2 (5) 55	2 (2) 55	2 (5) 60	2 (1) 69	3 (4) 89	4 25	17 415
真弓	3 (7) 81	3 (1) 80	3 (1) 93	4 (5) 107	3 (4) 97	4 (2) 124	5 20	25 602
俵口	3 (3) 66	3 (4) 64	2 (1) 64	2 (6) 51	3 (5) 77	3 (3) 69	4 22	20 413
鹿ノ台	3 (5) 70	3 (3) 79	3 (5) 75	3 (5) 94	3 (2) 78	3 (6) 83	5 26	23 505
桜ヶ丘	4 (6) 100	3 (4) 81	4 (5) 103	3 (6) 96	3 (6) 96	4 (11) 124	6 38	27 638
あすか野	3 () 95	3 (3) 96	4 (4) 108	4 (5) 116	5 (7) 145	5 (3) 147	6 22	30 729
吾分	4 (6) 108	3 (5) 98	4 (6) 122	4 (3) 127	4 (12) 112	4 (7) 134	8 39	31 740
生駒南第二	1 (5) 24	1 (1) 29	2 (2) 36	1 (2) 25	1 (1) 24	1 (1) 26	2 12	9 176
合計	34 (58) 908	31 (44) 872	35 (44) 986	34 (54) 1,015	35 (53) 987	38 (57) 1,107	62 310	269 6,185
	966	916	1,030	1,069	1,040	1,164		

中学校	1年	2年	3年	特支	合計
生駒	4 (8) 140	5 (3) 163	6 (5) 213	3	18 532
生駒南	2 (4) 54	2 (2) 41	2 (3) 46	2 9	8 150
生駒北	1 (1) 22	1 (3) 32	1 (1) 14	4 5	7 73
緑ヶ丘	4 (6) 153	4 (4) 145	4 (8) 140	3 18	15 456
鹿ノ台	2 () 80	3 (2) 82	3 (3) 80	3 5	11 247
上	5 (6) 194	6 (3) 205	6 (2) 223	2 11	19 633
光明	3 (3) 108	3 (3) 100	3 (2) 115	2 8	11 331
大瀬	5 (3) 166	5 (6) 168	4 (7) 143	3 16	17 493
合計	26 (31) 917	29 (26) 936	29 (31) 974	22 88	106 2,915
	948	962	1,005		

上段:クラス数(実学級数)

中段()数:特別支援学級在籍児童・生徒数(外数)

下段:児童・生徒数

報告第9号

「二十歳のつどい」開催日及び開始時刻の変更について

令和8年度「二十歳のつどい」開催日及び開催時刻を変更することについて、
生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒
市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

「二十歳のつどい」開催日及び開始時刻の変更について

1. 「二十歳のつどい」開催日を「成人の日」の祝日からその前日の日曜日とする。
2. 式典の開始時刻を午前11時00分開始から午後1時30分開始とする。
3. 変更は令和8年度（令和9年1月開催）とする。

議案第17号

令和7年生駒市議会第4回(6月)定例会提出議案の意見について

令和7年生駒市議会第4回(6月)定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年5月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例



議案第 43 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（生駒市コミュニティセンターを除く。次条から第7条までにおいて同じ。）」を削る。

第7条第1号中「第19条」を「第18条」に改め、同条第2号中「第17条」を「第16条」に改める。

第8条第1項中「（生駒市コミュニティセンターにあつては、教育委員会。次項、次条、第10条、第17条及び第19条において同じ。）」を削る。

第12条を削る。

第13条第1項中「（生駒市コミュニティセンターを除く。）」を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とする。

第14条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改

め、同項を同条第2項とし、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条第3項中「第18条」を「第17条」に改め、同条第4項中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第22条中「使用料及び」を削り、同条を第21条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の1の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)」に改め、別表第2中16の表を18の表とし、7の表から15の表までを2表ずつ繰り下げ、6の表の次に次の2表を加える。

7 生駒市コミュニティセンター（文化ホール）

		9：00～1 2：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00	9：00～2 2：00
		全体使用（ 控室を除く。）	音響及び照明の操作必要	12,890円	21,580円
	音響及び照明の操作不要	9,740円	16,130円	16,130円	33,600円

		9：00～ 12：00	12：00～ 14：30	14：30～ 17：00	17：00～ 19：30	19：30～ 22：00	9：00～ 22：00
		舞台の みの使 用	音響及び 照明の操 作必要	3,140円	2,620円	2,620円	2,620円
音響及び 照明の操 作不要	2,410円		1,990円	1,990円	1,990円	1,990円	8,300円
客席の みの使 用	音響及び 照明の操 作必要	9,740円	8,170円	8,170円	8,170円	8,170円	33,940円
	音響及び 照明の操 作不要	7,330円	6,080円	6,080円	6,080円	6,080円	25,320円
控室		520円	420円	420円	420円	420円	2,200円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

8 生駒市コミュニティセンター（リハーサル室等）

		9：00～1 2：00	12：00～ 14：30	14：30～ 17：00	17：00～ 19：30	19：30 ～22：0 0	9：00～2 2：00
リハー サル室	文化ホー ルとの併 用使用	1,400円	1,170円	1,170円	1,170円	1,170円	6,080円
	単独使用	4,200円	3,510円	3,510円	3,510円	3,510円	18,240円
会議室201～204 1室につき		840円	630円	630円	630円	630円	3,360円
会議室205		940円	840円	840円	840円	840円	4,300円
会議室401		2,090円	1,780円	1,780円	1,780円	1,780円	9,210円
会議室402～404 1室につき		1,990円	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	8,710円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 生駒市生涯学習施設条例第4条に規定する指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の生駒市生涯学習施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金（新条例第12条第1項に規定する利用料金をいう。）について適用する。

